

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会 アメリカ・ワシントンDC視察の報告

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会幹事の小坂井久・当本部副本部長は、諸外国における取調べの可視化の実態を調査するため、同部会の海外視察に参加した。前号で紹介したイタリア（ローマ）、パリ（フランス）に続き、本号では、2012年10月15日から4日間、アメリカ・ワシントンDCで行われた視察の概要を報告する（なお、ワシントンDCの視察には同部会委員・当部会員・宮崎誠元日弁連会長も参加された）。

【司法省刑事局詐欺部】

司法省刑事局詐欺部は、経済事犯の独自捜査を行う部署であり、日本でいえば、地検特捜部に近い。

ただし、地検特捜部とは異なり、立法に向けた機能も有しているとのことである。同部の視察では、主に連邦法に基づく刑事手続の概要について説明を受けた。

① 大陪審

同部が捜査及び告発を担う経済事犯では、大陪審の手続を経るのが通常である。捜査の端緒は様々であるが、大陪審において、被告人に質問し、罪を明らかにしようとする場合もある。例外的に、緊急を要する場合などは、大陪審を経ず告発することもある。

大陪審は、24人の陪審員で構成され、過半数の意見によって、公判手続の要否を決める。サピーナ（召喚状）によって呼び出した証人の取調べを行うが、手続は厳格に秘密が守られるとのことである。なお、大陪審は、裁判長が議長を決めているが、裁判官は進行には直接関与しない（弁護人は外で待ち、検察

官主導となる）。大陪審段階における被疑者の逮捕は、取調べを目的として行うのではなく、裁判官のもとで、公判前の勾留をする必要があるか否かを決める目的で為されるとの理解が一般的とのことである。

② 量刑判断

大陪審を経て、有罪と判断された場合、約3ヶ月を経て、量刑判断が示される。その間、プロベーションオフィサー（有罪宣告を受けた者に対する刑罰の言渡しを一定期間猶予し、社会内での更生意欲の有無や更生環境を観察する制度「プロベーション」の担当官。日本における少年法上の「試験観察」は、プロベーションにならったものである）が、2ヶ月程度を費やして、量刑のための調査を行う。刑罰の言渡しを行う裁判官は、プロベーションオフィサーのレポートを非常に信頼しているとのことである。

なお、有罪か無罪かを審理する公判、量刑判断とも、同一の裁判官が担当する。

プロベーションオフィサーによる量刑判断のための調査には、公判で使用されなかった証拠も用いら

れる。罪責の認定では関連性がないと判断された証拠も、量刑判断の際には関連性が認められることがあるようだ。一方で、弁護人がすべての証拠について争い、量刑に関する小型裁判と化すこともある。

3 答弁取引、有罪答弁など

検察官と被告人との間の答弁取引は、上訴段階を含めて、あらゆる段階で可能である。

ただし、早期に成立させることが、被告人にとって有利になるだろうとのことであった。上訴は、手続の瑕疵を指摘して行われることが多いが、認容されるのは稀である。

大陪審では、被告人の90%が有罪答弁をする。

答弁取引があって、(他の者の犯罪について)初めて立件可能というケースも多く、検察官が被告人に対し、積極的に取引を持ちかけることが通常だが、弁護人から申し出が為されることもある。検察官は、被疑者に最初に接した時点で答弁取引を提案することがあり、その際、被疑者が関心を示すか否かを見極めることが極めて重要とされているようだ。

被告人本人が有罪を自認する場面において、供述の信憑性及び真実性を裏付けるものとして、弁護人の立会いは重視されている。答弁取引において、共犯者として無実の者を巻き込む危険性については、①全く異なる情報源から得られた独立の証拠によって、有罪自認の補強が必要とされていること、②答弁取引に関する合意書の記載内容が後に虚偽と判明すれば、答弁取引は無効となり、協力者は非常な不利益を被ること、③従前の供述からの変遷は、共犯関係と名指しされた被告人の弁護人に開示され、反対尋問のチェックにさらされること、などの制度を駆使することによって、その危険性は除去されると言われていた。この点、答弁取引に応じようとする捜査協力者が有罪を自認する場に立ち会う弁護人は、その捜査協力者自身の弁護人であり、共犯関係とされる被告人の弁護人が立ち会うわけではないため、そのような危

険は解消されないのではないかと質問したところ、えん罪防止の一般論として、裁判所が、事実関係の基礎をチェックすることが挙げられていた。

【DC地区上級裁判所】

陪審裁判を傍聴後、ディクソン判事と会談した。視覚情報を重視するオタッキーな (geek な) 判事であった。同判事に対し、証拠調べ手続において、コンピュータグラフィックス (CG) 等のバーチャルリアリティ (仮想現実) を利用することに対する疑問を示し、録画録音記録媒体の使い方などを質問したが、裁判所の判断によって、陪審員に予断を与えるものは見せないとの回答であった。

【司法省国際犯罪課・国際案件担当】

国境をまたぐ組織犯罪の摘発を目的とする部署である。アメリカ本国におけるマフィアの摘発が功を奏し、相当程度、勢力を抑止したが、近年の国際化によって、組織犯罪の性格が変化し、世界中の犯罪組織がアメリカに進出してくるようになった。また、犯罪も、国境を超えた国際化の兆候がみられる。インターネット環境が飛躍的に進展したことによる負の影響であり、捜査機関が有していた伝統的な犯罪捜査手法では、十分に対処しきれなくなってきた



るとの話が冒頭にあった。なお、国際的な組織犯罪の捜査方針は、同部署に所属する検察官が中心となって立案するが、実際の捜査は、協力関係にある連邦捜査局（FBI）が担当することになっているとのことである。

1 大陪審と答弁取引

司法省刑事局詐欺部とは異なり、大陪審は、一つのツールにすぎない（詐欺部ほどには必ずしも重視していない）と言われた。

大陪審では、手続上は弁護人不在であり、検察官は、法廷外で弁護人と協議する。非協力的な被疑者の場合は、検察官と弁護人との間で、答弁取引について協議するが、結果として身体拘束が長期間に及んでしまうため、最終的には、被疑者も協力することが多い。

取引の際、検察官は、被疑者に対し、警察官、弁護人立会いのもとで、詳細なインタビューを行う。

被疑者は、検察官の質問すべてに答え、完璧に供述しなければ、答弁取引は成立しない。

答弁取引の成立の真正については、裁判所が取引内容をチェックするが、その役割は限られている。

被告人本人に対する問いかけと、検察官に対する求釈明、さらには取引の際に作成された合意書の記載内容で判断しており、独自に事実調査をするわけではない。

検察官としては、被疑者との取引について、刑事免責よりも、答弁取引を望む。近年は、刑事免責が減り、答弁取引の割合が高まっている。自発的供述のほうが信頼性が高いとみられるからとのことである。

2 通信傍受

連邦法の対象となる犯罪に関する捜査機関からの通信傍受の要望は、すべて同部署でチェックする。

組織犯罪に対する通信傍受においては、①高度の通信傍受能力、②証人保護プログラム、③組織全部を一挙に検挙する、の3点が極めて重要とのことであった。

通信傍受の許可令状は30日ごとに更新することとなっているが、実際の運用は、期間満了の時点で

改めて申請している。一つの申請のチェックに、3～4日を要する。通信傍受を許可する要件は、傍受対象の特定と、通信傍受の必要性があり、他に効果的な捜査手段がないこと（補充性）である。

実際の通信傍受は通常、FBIのオフィスで行っている。傍受対象の最小化が徹底されており、傍受を開始して30秒以内に継続の要否を判断し、無関係の会話と判断した場合は、一旦傍受を中断する。しばらく間をおいて、傍受を再開し、改めて傍受の要否を確認する。組織犯罪とは無関係の会話はもちろん、被疑者の秘匿特権に関連する会話であれば、傍受を中止する。他方、捜査対象の犯罪に関連する会話は録音し、録音記録は、後の公判で強力な証拠になる。

傍受結果の事後報告は厳格であり、弁護人は、証拠能力を必ず争う。弁護人の主張が認容されるのは極めて稀で、0.5～1%程度だが、すでに十分なのに傍受したというケースや、秘匿権を侵害した場合は、通信傍受記録の証拠能力が否定される。このうち、前者は、裁判官のみの判断で、有罪か無罪かを判断する陪審には影響しないので、通信傍受記録の証拠能力を争う主張は、有罪を前提とした主張にはならない。

なお、電子メールの傍受は、電話の傍受における30秒ルールを適用することができないので、捜査とは別のチームが、傍受の必要性を選別している。

【FBI(連邦捜査局)】

FBIオフィスでは、通信傍受、アンダーカバー（潜入・おとり）捜査及び取調べ録画録音の3点について、捜査官から聴取した（アンダーカバーについては記載を略す）。

1 通信傍受

通信傍受は、薬物関連犯罪及び汚職の2類型で、特に効果を発揮する。

傍受対象の最小化は、公判において、弁護人が最も攻撃するポイントである。アリゾナ州では、秘匿特権部分の傍受が問題とされて証拠能力が否定され、汚職議員が無罪となる事例があった。通信傍受の欠点は、傍受記録の証拠能力が否定されると、事

件そのものがつぶれかねないことであり、他の捜査手法と組み合わせて有罪を立証する必要がある。

通信傍受では、傍受対象者本人の会話、コミュニケーションであるということで、人そのものを特定しての傍受も可能である。ただし、音声で区別することを余儀なくされるなど、難度は高い。

2 いわゆる取調べの可視化

FBI は、被疑者取調べの可視化義務付けには、現在も反対している。もっとも、近時は検察官、陪審員も、裁判官も、被疑者取調べの録画・録音記録があることを好む傾向にあり、FBI では、今後の対応を思案中とのことであった。

FBI が被疑者取調べの録画・録音の義務化に消極的なのは、取調べ技術が公になってしまうことや、合法的とされているにもかかわらず、公判において、取調べ手法が否定的に捉えられかねないことが理由であるとのことだ。現在、被疑者取調べの録画・録音の実施は、あくまでも捜査官の判断に委ねられた裁量的な運用であるが、実際に録画・録音を行う場合は、組織内部における相当の決裁手続が必要である。実施割合は半数を大きく割り込んでおり、仮に行うとしても、被疑者を逮捕した後である。なお、アメリカの判例は、取調べ官が被疑者に対し、嘘をついたり、切り替え尋問を行ったりすることも、違法とは判断していない。

被疑者取調べは、裁判所に引致するまでの6時間以内に規制されており、実際には、1～5時間程度である。

被疑者取調べの録画・録音実施を判断する際に考慮する要素は、主に以下の9点とのことであった。

- ① 情報収集か訴追のためか、両方か
- ② 犯罪の主観的要素（自白があるかいないか）
- ③ 自発的に語っているとみられるかどうか
- ④ 被疑者が真実でないことを語っているとき、捜査官が追及できるか
- ⑤ ほかの証明手段があるか
- ⑥ その事件で検察官や陪審員が録画録音を望むかどうか
- ⑦ 州と協働の場合、そこの法制はどうなっているか

⑧ 同一事件でほかのものは録画録音されているか（一貫性の問題）

⑨ 協力者にとって、録画録音は、より協力を増すものかどうか

既にFBIは、取調べ録画・録音のパイロット試行を行っており、真剣に取り組まねばならないとの意識があることは確からしく思われた。

なお、視察団に対応したFBI捜査官は、被疑者が自白するのは奇妙な心理現象であるとも述べていた。また、弁護人が立ち会ったうえで取調べがなされる事態は、現実には存在しないようである（立会要求は、取調べ拒絶として扱う）。

【ワシントンDC地区連邦検察庁】

証拠開示と有罪答弁（ないし答弁取引）は相関関係にある。刑事手続の時系列に沿って、段階的に取引の場面があり、弁護人に対する証拠の開示も順次、ある意味ではやや取引的に為されるようだ。被疑者を逮捕するかしないかという時点、予備審問の前後でどうするかといった具合であり、その後も、刑事手続の節目ごとにと取引の機会が訪れる。最近、連邦最高裁判所において、被疑者は、答弁取引を適切に行う能力のある弁護人を持つ権利がある、との判決が出たようだ。

検察官は、弁護人に対する証拠開示について、規定に基づいて適正にやっていると述べた。規定上、検察官は、弁護側に有利な証拠について、被告人・弁護人からの特段の開示請求手続を要さず、開示する義務を負っている（ただし、次の日の視察において、公設弁護人事務所で聴き取ったところ、様子が異なっていた。弁護側には、検察官が適切な証拠開示を行っていないのではないかと、との不信感があるようだ）。

【ワシントンDC首都警察】

視察の冒頭、取調べ録画記録として、捜査官が席を外した瞬間、被疑者が隠し持っていた銃を取り出して、自ら頭を撃って自殺する場面の録画映像が流

された。

ワシントン DC では、重大犯罪に関する自白強要問題があり、組織内の運用に基づいて取調べの録画・録音を行っていたが、2004 年の州法成立により、暴力犯罪の取調べでは、録画・録音が義務づけられた。

身体拘束中（形式的な意味に限られず、実質的に退去できない状態を含む）の取調べは、すべて録画することが義務付けられており、未成年の被疑者には、専用のインタビュー室が設けられている。録画義務化の例外は、録画に物理的な支障がある場合と、被疑者本人が拒否したときだけである。これら以外の場合には、捜査官の裁量に委ねられている。

取調べに対する時間的な規制はないが、取調べ録画の記録用として、約 5 時間のテープを用意しており、実際に取調べを行っていない時にも、インタビュー室内の被疑者の撮影・録画を続けている。捜査官は、取り調べた結果について、概要を記載したレポートを作る。

視察では、冒頭で見せられた記録以外にも、実際の取調べ録画記録が上映された。撮影角度は一応、被疑者の表情に焦点を当てた構図であったが、対峙する取調官の表情が見える場面も結構あった。被疑者は、椅子にふんぞり返って座っており、取調官のいない間の被疑者のつぶやきも録画されていた。録画用のカメラは、被疑者に丸見えの場所に置いてある。

被疑者取調べの録画は、取調べ技術のトレーニングに役立っており、導入は正しかったと評価されているとのことである。他の捜査官の取調べ技術を学べる上、上司が取調べの様子をチェックすることもできる。FBI は録画が好きではないようだが、との質問に対し、首都警察の捜査官は、我々もかつては録画を好んでいなかったが、今となっては効果抜群だった、と答えていた。

その後、見学した取調室には、金属製の被疑者席に手枷と足枷が用意されており、驚いた。視察時に見た実際の録画記録では、被疑者は、被疑者席の横の普通のソファに座っていたのだが、規則上は、被疑者を金属製の椅子に座らせ、足枷をはめた状態で調べることになっているらしい（足枷はほとんど使用しないとの説明ではあったが…）。

【ワシントンDC地区公設弁護人事務所】

スペリアルコート（日本の刑事第一審に相当）を担当する 50～60 人、アピールコート（控訴審）を担当する約 25 人、民事事件（ただし、刑事被告人に関連する案件）を担当する約 10 人のほか、特別重大事案を担当する 5 人の弁護士が所属する刑事専門の法律事務所である。費用は政府が負担しているが、検察官とは、プライベートでも付き合わない（当事者対抗システムが徹底されている）とのことであった。視察は様々な話題に及んだが、以下では、可視化関連に絞って報告する。

仮に取調官が、義務化対象事件であるにもかかわらず、取調べの録画を行わなかったのであれば、取調官は、法廷において、取調べを録画しなかった理由を説明することができなければならない。この点は、前日に訪問した首都警察でも同様の説明を受けた。ただし、州法の「取調べ録画が一部である場合は証拠能力を欠くと推定する」との規定が、実際に適用された経験はないとのことであった。取調べ録画が為された上での自白の証拠能力の問題は、大半が、ミランダ・ルールに違反するか否かの問題に収斂され、自白の任意性で判断するというケースは、まず生じていないとのことである。

現在、警察における取調べは、基本的に全過程を録画している。自白の任意性に関する水掛け論がなくなり、被疑者が取調べの際、どのような様子で話していたかも、録画映像を見ることによって明確となる。警察側も、取調べの方法について非難されることがなくなり、被告人・弁護人側、捜査機関側の双方に利点がある。

実際に録画が為されるのは、ワシントン DC では、被疑者のイニシアルアピアランス（当初出廷）までの時間帯である。イニシアルアピアランスの段階では弁護人が就き、弁護士は接見の際、被疑者に黙秘を助言するため、初回接見の後は、取調べが行われなくなるからである。捜査官に対し、事件について供述する被疑者は、全体の約半数で、10～15% くらいは、自白をしているのではないかと。取調室内には、その狭さや堅い椅子などによって、警察の取調

べ技術も相まって、被疑者に供述させる力学が働いている、との話があった。以上のとおりであるから、ワシントン DC では、結局、弁護人の取調べ立会いと取調べ状況の録画は、実際には両立していない。

要するに、弁護人立会いの要求は取調べ拒絶として扱い、現実には弁護人立会いの取調べというものが存在するわけではない。この点が印象的であった(他の諸国にはみられない現象であると思う)。

取調べ状況の録画記録は、自白の証拠としてよく使われる。弁護側から使うことはできないが、録画記録はあった方がよいとの話であった。

有罪答弁は、全体の約 80% で、依頼人から申し入れが為される場合もある。ただし、重大犯罪におけ

る有罪答弁は、感覚的には 20% に満たない。裁判所が、被告人の有罪答弁を容れないことは稀にある。

有罪答弁の取引前、報告書や要約の形式で、証拠開示が一応為される。しかし、捜査側に有利な証拠の概要しか見せないの、仮に答弁取引が不成立となった場合であっても、捜査機関側が過度に開示したという事態にはならない。被告人に有利な証拠の開示義務を定めた規定が、現に守られているかどうかは疑問であり、実際、証拠開示の範囲を巡って問題になったケースが最近あったとのことである。

なお、起訴前保釈制度がある。ワシントン DC における保釈の判断には、被疑者の資力は無関係だそうである。

研修「極めよう! 接見技術」開催のお知らせ

年が明け、平成 25 年 1 月 21 日 (月) 午後 6 時より、弁護士会館にて「極めよう! 接見技術～取調べ録画への対応～」と題した研修を行うことが決まった。

本連載で予めから報告しているとおり、現在検察庁及び警察における身体拘束下にある被疑者の取調べにおいて、取調べの録画が拡大している。

このように、取調べの録画がなされる場合、被疑者にどのように供述についてのアドバイスを行うのか、黙秘を勧めるのか、それとも、供述を勧めるのか、供述を勧めるとして、どのような具体的なアドバイスを行えば良いのかなど、新たな弁護活動のテーマが急浮上している。無論、弁護人としては、被疑者の防御権に資する、効果的かつ実効的なアドバイスを行わなければならないが、特に身体拘束下とはいえ、全過程が録画される場合(検察庁において一部事件では既に行われている)、このアドバイスは極めて重要である。事案によってそのアドバイスの中身も自ずと異なるであろうが、これまで以上に、弁護人のアドバイスが被疑者の利益にもたらす影響は直接的になるともみられるからである。今後取り調べの録画媒体が、

実質証拠として取扱われることが増加するとすれば、尚更ともいえるであろう。

そこで、本研修においては、取調べの一部ないしは全部録画がなされる状況下における被疑者に対する具体的アドバイス方法について、事案ごとのケーススタディを行う予定である。被疑者が認めている場合、否認している場合、あるいは正当防衛の場合、責任能力を争う場合、これらの各種事案について、接見におけるアドバイスの内容を具体的に検討したい。

また、被疑者との接見は、弁護団事件等でない限り、先輩の技術を盗むことが難しい。

そこで、本研修では、接見技術の基礎についても、適宜織り込みたいと思う。被疑者との接見手法について、日々試行錯誤されている会員にとって、必ずや有意義な研修となるよう、現在準備中である。

是非、多数の会員の皆さんにお越し頂き、基本的接見技術を踏まえた上で、取調べの録画という新たな時代に適応する接見技術を、皆さんと共に考える機会としたい。